

夕張市財政再生計画の変更 (令和2年9月)の概要

- 本年7月7日に夕張市の財政再生計画の変更について総務大臣が同意したが、令和2年度予算について、その後に発生した新たな事情に早急に対応するため、歳入・歳出額を変更するもの。
- 変更に伴い必要となる財源については、新たな歳入の確保等により対応することとしており、財政再生計画の主要部分である計画期間、財政再生の基本方針等については変更はない。

I 経過

- R 2. 9. 8 夕張市議会が財政再生計画の変更の議決
- 〃 夕張市長が総務大臣宛の財政再生計画変更報告書及び財政再生計画変更協議書を北海道知事に提出
- 〃 北海道知事が意見を付して財政再生計画変更報告書及び財政再生計画変更協議書を総務大臣に提出

II 歳入・歳出額の変更における主な内容

1 主な変更事項

(1) 生活保護費国庫負担金に係る過年度過誤納還付金（＋28百万円）

令和元年度の生活保護費国庫負担金について、既交付額が実績に比して過大であったことから、その精算に係る経費を計上するもの。

(財源) 一般財源 28百万円

(2) 市立診療所のボイラー設備改修工事（＋7百万円）

老朽化により暖房能力が低下している市立診療所のボイラーについて、冬期間の新型コロナウイルス感染症の感染予防対策のために、外来や病床の暖房スペースを広く確保し一定の換気を行った場合、室温が低下し、利用者の健康への影響が懸念されることから、その改修に係る経費を計上するもの。

(財源) 一般財源 7百万円

(3) 国民健康保険事業会計への繰出し（＋7百万円）

人事異動に伴い生じる職員給料等の不足額及び令和3年度より施行となる国民健康保険法施行令改正に対応するための既存システムの改修費用について、一般会計から国民健康保険事業会計へ繰り出す経費を計上するもの。

（財源）一般財源 7百万円

※ 変更が必要となる一般財源については、財政調整基金繰入金により対応。

2 性質別歳入・歳出の増減

【一般会計】

(1) 歳入

国・道支出金の増（＋13百万円）、繰入金の増（＋84百万円）、その他（＋0百万円）により97百万円の増

(2) 歳出

人件費の増（＋1百万円）、物件費の増（＋15百万円）、維持補修費の増（＋4百万円）、扶助費の増（＋0百万円）、繰出金の増（＋7百万円）、その他の増（＋71百万円）により97百万円の増

※端数処理の結果、合計が一致しない。

(参考) 歳入・歳出の全体像

【一般会計】

(令和2年度予算)

(単位: 百万円)

区 分		変更前	変更後	増減額	主な内容
歳入	地 方 税	893	893	—	
	地方譲与税	47	47	—	
	地方交付税	4,821	4,821	—	
	国・道支出金	2,375	2,388	13	・ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費補助金【国】 +5 ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金【道】 +3 ・学校保健特別対策事業費補助金【国】 +2 ・文化芸術振興費補助金【国】 +1 ・予防接種健康被害救済措置事業費負担金【道】 +0
	繰 入 金	992	1,076	84	・財政調整基金繰入金 +84
	地 方 債	1,069	1,069	—	
	そ の 他	915	915	0	・夕張まちづくり寄附金 +0
	合 計	11,111	11,209	97	
歳出	人 件 費	1,225	1,226	1	・ひとり親世帯臨時特別給付金給付 +0 ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援 +0
	物 件 費	1,295	1,310	15	・森林資源活用型地域人材育成事業 +5 ・小・中学校に対する感染症対策・学習保障等に係る支援 +4 ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援 +1 ・ひとり親世帯臨時特別給付金給付 +0
	維持補修費	285	288	4	・夕張市石炭博物館地下展示坑道内換気設備改修工事 +2
	扶 助 費	1,421	1,421	0	・予防接種健康被害救済給付費 +0
	建設事業費	1,149	1,149	—	
	公 債 費	3,435	3,435	—	
	うち再生振替特例債	2,558	2,558	—	
	繰 出 金	844	851	7	・国民健康保険事業会計への繰出し +7
	そ の 他	1,457	1,528	71	・過年度過誤納還付金(生活保護費国庫負担金) +28 ・市立診療所ボイラー設備改修工事 +7 ・過年度過誤納還付金(障害者自立支援給付費国庫負担金) +6 ・過年度過誤納還付金(障害者自立支援給付費道費負担金) +3 ・ひとり親世帯臨時特別給付金給付 +5 ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援 +2 ・幸福の黄色いハンカチ基金積立 +0
	合 計	11,111	11,209	97	

※端数処理の結果、増減額及び合計が一致しない。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

参考 1

健全段階

- 指標の整備と情報開示の徹底
- ・フロー指標：実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
- ・ストック指標：将来負担比率＝公社・三セク等を含めた実質的負債による指標
- 監査委員の審査に付し議会に報告し公表

財政の早期健全化

- 自主的な改善努力による財政健全化
- ・財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

財政の再生

- 国等の関与による確実な再生
- ・財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
- 【同意無】
- ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
- 【同意有】
- ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債（再生振替特例債）の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

公営企業の経営の健全化

早期健全化基準

実質赤字比率	道府県：3.75% 市町村：11.25～15%
連結実質赤字比率	道府県：8.75% 市町村：16.25～20%
実質公債費比率	25%
将来負担比率	都道府県・政令市：400% 市町村：350%

財政再生基準

道府県：5% 市町村：20%
道府県：15% 市町村：30%

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、東京都の基準は、別途設定されている。

3年間（平成21年度から平成23年度）の経過的な基準（都道府県は25→25→20%、市区町村は40→40→35%）を設けている。東京都の基準についても、経過措置が設けられている。

資金不足比率
（公営企業ごと）

20%

経営健全化基準

指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用

（健全財政）

（財政悪化）

財政再生計画同意基準（平成二十一年総務省告示第百九十七号）

第一 総括的事項

一 同意基準の策定方針等

- 1 財政再生計画同意基準（以下「本基準」という。）は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「法」という。）第 10 条第 2 項の規定に基づき、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況にある地方公共団体が、計画的な財政の健全化を図る観点から定めるものとする。
- 2 本基準は、地方公共団体が地域における行政の実施及びその財政の運営にあたり法令上遵守すべき事項に留意し定めるものとする。

二 その他

- 1 財政再生計画の同意に関する地方自治法第 250 条の 3 第 1 項に規定する通常要すべき標準的な期間は、協議から同意まで、おおむね 1 ヶ月とする。
- 2 本基準における用語の使用については、法、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成 20 年総務省令第 8 号）の例による。
- 3 本基準のほか、財政再生計画の同意にあたり必要な事項は別に定めるものとする。

第二 同意基準

総務大臣は、財政再生計画について協議を受けた場合には、法の規定に基づき適切に策定された財政再生計画であり、この同意基準に掲げる事項に合致するものについて、同意するものとする。

また、財政再生計画の同意に当たっては、同意を求める地方公共団体の実情を踏まえ、審査を行うものとする。

一 計画策定方針

- 1 財政の状況が著しく悪化した要因の分析の結果が公正妥当なものであること。
- 2 実質赤字額がある場合にあっては、一般会計等における歳入と歳出との均衡を実質的に回復する計画であること。
- 3 連結実質赤字比率、実質公債費比率又は将来負担比率が早期健全化基準以上である場合にあっては、それぞれの比率を早期健全化基準未満とする計画であること。
- 4 再生振替特例債を起こす場合にあっては、当該再生振替特例債の償還を完了する計画であること。
- 5 財政再生計画の達成に必要な各会計ごとの取組が明らかにされているものであること。

二 計画期間

財政の再生を図るため必要な最小限度の期間内であること。

三 歳入

- 1 あらゆる資料に基づき正確にその財源を捕そくし、かつ、経済の現実に即応してその収入を算定し、計画に計上しているものであること。
- 2 計画的かつ確実な財政の再生を行うことが可能な歳入を見込むものであること。

四 歳出

- 1 法令の定めるところに従い、かつ、合理的な基準によりその経費を算定し、計画に計上しているものであること。
- 2 計画的かつ確実な財政の再生を行うことが可能な歳出を見込むものであること。
- 3 計画期間が財政の再生を図るために必要な最小限度のものとなるように、必要かつ最少の限度の歳出を見込むものであること。

第三 財政再生計画の変更の同意基準

総務大臣は、同意を得ている財政再生計画を変更するための協議を受けた場合には、法の規定に基づき適切に策定された財政再生計画であり、第二に定める同意基準のほか、この財政再生計画の変更の同意基準に掲げる事項に合致するものについて、同意するものとする。

また、財政再生計画の変更の同意に当たっては、同意を求める地方公共団体の実情を踏まえ、審査を行うものとする。

一 変更の事由等

- 1 財政再生計画の策定に際して予想することが困難であった事情が発生し、既に同意を得ている財政再生計画による財政の再生が困難であり、その変更がやむを得ない場合であること。
- 2 法第10条第6項ただし書の規定に基づく協議を受けた場合にあっては、災害その他緊急やむを得ない理由により、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得る時間的余裕がなかったものであること。

二 財政再生計画の変更方針

- 1 財政の再生に支障を来すものでないこと。
- 2 必要最小限度の変更であり、財源の増加を理由としていたずらに財政規模を拡大させるものではないこと。
- 3 大規模な災害等による特別の場合を除き、原則として、計画期間の延長を伴うものではないこと。